



# 三重県感染症予防計画及び第 8 次三重県医療計画 (新興感染症発生・まん延時における医療) の 中間評価等について

---

1. 感染症予防計画及び第8次三重県医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）中間見直し
2. 感染症予防計画及び第8次三重県医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）の中間評価



# 三重県における医療計画と感染症予防計画の中間見直しについて

## 第8次三重県医療計画

○医療計画と関連が深い個別計画として、（中略）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「三重県感染症予防計画」（中略）があります。これらの計画は、医療計画に定める内容との重複があることから、**本計画と一体的に別冊にて策定**します。

○本計画策定**3年後に調査、分析および評価を行い、必要に応じて本計画を変更**することとします。

## 三重県感染症予防計画

○本計画は、感染症法の規定に基づく「予防計画」として定めるほか、「医療法」（昭和23年法律第205号）の規定に基づく**「医療計画」（新興感染症発生・まん延時における医療および結核・感染症対策）として策定**します。

本計画においては、感染症法の規定に基づき、厚生労働大臣が示す基本指針が変更された場合に再検討を加えるとともに、本計画の実行性を高めるため、少なくとも**3年ごとに調査・分析**

**○および評価を行い、必要があると認める場合は速やかに改定**を行うものとします。

## 医療計画にかかる国方針

令和8年6月10日に発出された「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」において、新興感染症発生・まん延時における医療にかかる**「改正なし」**。

## 感染症予防計画にかかる国方針

第105回厚生科学審議会感染症部会の審議を経て、感染所予防計画の基本指針である「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」は、他法等との整合性を図るための軽微な修正（保健所の体制にかかる統括保健師関係）のみであり、**「概ね現行どおり」**。

## 三重県の中間評価方針

○国方針や、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて行われた前回の改正以降、新たなパンデミック発生等の大きな変化が認められないことを踏まえて、**見直しは行いません**。

○現状の変化や数値目標、取組状況等の課題については、

**中間評価の中で受け止め、今後の取組につなげます。**

1. 感染症予防計画及び第8次三重県医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）中間見直し
  2. 感染症予防計画及び第8次三重県医療計画（新興感染症発生・まん延時における医療）の中間評価
- 



# (1)「中間年における数値目標の達成状況」(令和8年3月31日時点)

例年報告している数値目標の達成状況を、中間報告に**転記**します。

達成状況

| 番号 | 数値目標                                            |                         | 流行初期（初動期）       |        | 流行初期以降          |                               |
|----|-------------------------------------------------|-------------------------|-----------------|--------|-----------------|-------------------------------|
|    |                                                 |                         | 令和8年<br>3月31日時点 | 目標値    | 令和8年<br>3月31日時点 | 目標値                           |
| 1  | 確保病床数                                           |                         | 287床            | 228床   | 580床            | 564床                          |
| 2  | 発熱外来を実施する医療機関                                   |                         | 24機関            | 24機関   | 671機関           | 691機関                         |
| 3  | 在宅療養者等に医療を提供する機関数                               |                         |                 |        | 1,327機関※1       | 1,020機関                       |
| 4  | 後方支援を行う医療機関数                                    |                         |                 |        | 68医療機関          | 第一種協定指定医療機関を除く全病院<br>(25医療機関) |
| 5  | 感染制御・業務継続支援に従事可能な医療従事者および、他の医療機関等に医療人材を派遣可能な機関数 | 感染制御・業務継続支援に従事可能な医療従事者数 |                 |        | 85人             | 36人                           |
|    |                                                 | 医療機関等に医療人材を派遣可能な機関数     |                 |        | 25機関            | 5機関                           |
| 6  | 検査の実施能力および保健環境研究所における検査機器の数                     | 検査の実施能力※2               | 2,851件/日+α※3    | 480件/日 | 4,834件/日+α※3    | 5,095件/日                      |
|    |                                                 | 保健環境研究所における検査機器の数       | 2台              | 2台     | 3台              | 3台                            |
| 7  | 宿泊施設の確保居室数                                      |                         | 230室            | 64室    | 987室            | 665室                          |

  

| 番号 | 数値目標                                                   |                                 | 令和8年<br>3月31日時点        | 目標値                                          |
|----|--------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------|----------------------------------------------|
| 8  | 個人防護具の備蓄を十分に行う（5物資※4をすべて2か月分備蓄する）機関数                   |                                 | 367機関                  | 協定締結機関数（病院、診療所、訪問看護事業所）の8割の機関数（645機関）        |
| 9  | 1年に1回以上の研修・訓練を実施、または職員を参加させる機関数および保健所職員等に対する研修・訓練の実施回数 | 1年に1回以上の研修・訓練を実施、または職員を参加させる機関数 | 1276機関※5<br>令和7年12月末時点 | 全締結医療機関数と同数（1567機関※6）<br>（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所） |
|    |                                                        | 保健所職員等に対する研修・訓練の実施回数※2          | 10回                    | 10回以上                                        |
| 10 | 保健所の人員確保数およびIHEAT研修の受講者数                               | 保健所の職員確保数※2                     | 443人                   | 443人                                         |
|    |                                                        | IHEAT研修の受講者数※2                  | 30人※7                  | 30人以上                                        |

- (※1) 病院：52機関、診療所：414機関、薬局：765機関、訪問看護事業所：96機関  
 (※2) 四日市市の数値目標・達成状況についても内数に含む。  
 (※3) 一部の医療機関や民間検査会社については、定性的な協定（具体的な実施可能件数を定めない協定）を締結しているため、「+α」と表記。  
 (※4) 5物資（サージカルマスク、N95、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）

- (※5) 令和7年11月～令和7年12月に実施されたG-MIS（厚生労働省 医療機関等情報支援システム）における調査結果より。  
 (※6) 令和7年10月時点の協定締結医療機関数。  
 (※7) 令和7年12月～令和8年3月の間に県及び四日市市が実施したIHEAT研修の受講者数。

## (2)「第8次三重県医療計画策定以降の現状の変化」

### 計画策定以降の現状の変化

- 新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、新興感染症への対応を強化するため、平時に県と医療機関が、その機能や役割に応じた新興感染症対応にかかる協定を締結する仕組みが創設されました。病床の確保・発熱外来・自宅療養者への医療提供・後方支援・医療人材派遣・検査の実施等について、病院・診療所・薬局・訪問看護事業所・民間検査会社等と協定を締結し、新興感染症の発生・まん延時に必要な医療提供体制の確保につなげます。
- 令和8年4月より、四日市市衛生検査センターの運用が開始され、四日市市保健所直営による検査能力が追加されました。

### 医療連携体制の変化

- 関係機関および関係団体で構成される「三重県感染症対策連携協議会」などを活用し、新興感染症の発生・まん延時に備えた連携体制の構築が進みました。
- 新興感染症の発生・まん延時における関係機関における医療提供体制の強化に向け、医療措置協定の締結状況を踏まえた研修会・訓練等が実施されています。

## (4)「これまでの取組状況」(5)「課題」(6)「施策展開の見直し」

### 入院医療

#### これまでの取組状況

- 新興感染症の発生に備え、令和6年度から令和8年度にかけて国の補助金等を活用し、協定締結医療機関等の施設・設備整備にかかる支援を行いました。
- 新興感染症から回復した患者や一般患者の受け入れを担う医療機関との間で後方支援にかかる医療措置協定を締結するとともに、重症患者や特別な配慮が必要な患者（妊産婦・小児・透析患者・精神疾患を有する患者）に対応が可能な受け入れ医療機関との間で医療措置協定を締結しました。  
また、協定締結医療機関の情報をリスト化し、県ホームページに掲載することで、広く周知を図るとともに、定期的に内容を更新し、情報管理を行いました。
- 県と感染症法に基づく医療措置協定を締結する病院（医療措置協定上、病床の確保または発熱外来を実施することとしている病院）を主な対象として研修会を開催し、新興感染症の発生・まん延時において医療機関が迅速に医療提供体制の整備を行い、適切な対応につなげられるようにしました。

#### 課題

- 新興感染症の発生時に後方支援が必要となった場合、協定締結医療機関が通常診療を実施しながら、新興感染症から回復した患者や一般患者を迅速かつ円滑に受け入れられる体制を維持・確保することが必要です。
- 入院医療を提供する医療機関と後方支援を行う医療機関、重症患者や特別な配慮が必要な患者に対応が可能な受け入れ医療機関等との、協定締結を維持するとともに、協定締結状況もふまえた連携体制の構築や役割分担の整理が必要です。

#### 今後の取組

- 国の補助金等を活用した協定締結医療機関等の施設・設備整備にかかる支援を引き続き実施します。
- 協定締結医療機関との連携を維持しながら、新興感染症の発生時に医療措置協定の内容が円滑に機能するよう、転院・受入調整の手順の確認や従事者の研修・訓練への参加促進など、平時からの取組を継続します。
- 医療措置協定の締結状況をふまえ、感染症対策連携協議会等の場を活用し、関係機関および関係団体との連携のあり方について検討を進めていきます。

## (4)「これまでの取組状況」(5)「課題」(6)「施策展開の見直し」

### 外来医療

#### これまでの取組状況

- 新興感染症の発生・まん延時において発熱等の症状がある患者が、適切かつ確実に検査・診療を受けられるよう発熱外来の機能を担う医療機関との協定締結に取り組みました。
- 発熱外来の機能を担う医療機関をリスト化し、県ホームページに掲載することで広く周知を図るとともに、定期的に内容を更新し、情報管理を行いました。
- 県と感染症法に基づく医療措置協定を締結する医療機関を対象として研修会を開催し、新興感染症の発生・まん延時において医療機関が迅速に医療提供体制の整備を行い、適切な対応につなげられるようにしました。

#### 課題

- 医療機関の閉院などさまざまな要因により医療措置協定が廃止となる場合もあり、協定締結医療機関の増加が困難な状況です。

#### 今後の取組

- 発熱外来を実施する医療機関数の目標の達成に向け、新規開設する医療機関による届け出を保健所で受理した場合等の機会をとらえ、未締結の医療機関に対し、協定締結を働きかけます。
- 医療措置協定を締結するメリットの一つとして、国の補助金等を活用した協定締結医療機関向けの施設・設備整備事業を活用して協定締結医療機関数の維持・増加を図ります。
- 新興感染症の発生時に外来医療が適切に提供されるよう、従事者への研修・訓練について機会の提供や参加促進など、平時からの取組を継続し、協定締結を維持します。

## (4)「これまでの取組状況」(5)「課題」(6)「施策展開の見直し」

### 自宅療養者等への医療

#### これまでの取組状況

- 自宅療養者等の体調悪化時に必要な医療が提供されるよう、自宅療養者等への医療提供が可能な医療機関、薬局、訪問看護事業所との協定締結に取り組みました。
- 県と感染症法に基づく協定を締結する自宅療養者等への医療提供が可能な機関を対象として研修会を開催し、新興感染症の発生・まん延時において各機関が迅速に医療提供体制の整備を行い、適切な対応につなげられるよう取り組みました。

#### 課題

- 新興感染症の流行期においても、自宅療養者への往診・訪問診療を継続して提供できるよう、協定締結を維持するとともに通常診療と両立して持続可能な医療提供体制を確保する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の対応経験を、次なる新興感染症への対応に生かすことができるよう、相談窓口の担当部署、連絡体制、対応手順をあらかじめ整理しておく必要があります。

#### 今後の取組

- 自宅療養者等に医療を提供する機関数の維持に向け、引き続き、新規開設した医療機関による届け出を保健所で受理した場合等の機会をとらえ、未締結の機関に対し、協定締結を働きかけます。
- 新興感染症の流行期においても通常診療との両立を図りながら自宅療養者への医療提供が継続できるよう、関係機関との連携体制の構築を進めます。
- 新興感染症の発生時に施設等からの相談に的確に対応できるよう、平時から相談窓口の担当部署、連絡体制、対応手順等を整理し、感染症発生時の迅速かつ円滑な支援につなげます。
- 高齢者・障害者施設向けの研修会を継続的に実施し、平時から感染症発生時までの一連の対応に関する知識の習得を促すとともに、研修で得た知識を施設内で伝達できる職員を育成することで、施設全体の感染症対応力のさらなる向上を図ります。

## (4)「これまでの取組状況」(5)「課題」(6)「施策展開の見直し」

### 医療人材の派遣

#### これまでの取組状況

- 高齢者施設等において患者等が発生した際、当該施設内における感染拡大等を防止するため、感染制御・業務継続支援チームを迅速に派遣することができるよう人材派遣に係る医療措置協定を締結しました。
- 医療調整本部、臨時の医療施設、他の医療機関等へ派遣可能な医師、看護師その他の医療従事者を確保するなど、新興感染症発生時において必要となる医療人材を円滑に確保できるよう、病院との間で人材派遣に係る医療措置協定を締結しました。
- 令和6(2024)年5月、看護人材の確保や感染対策研修の実施などについて連携・協力するため、三重県看護協会と「看護人材の確保等に関する協定書」を締結しました。

#### 課題

- 新興感染症の発生時に人材の派遣が必要となった場合、派遣元医療機関の通常診療との両立を図りながら、高齢者施設や医療調整本部、臨時の医療施設、他の医療機関等に対して迅速かつ円滑に派遣調整を行える体制を維持・確保する必要があります。

#### 今後の取組

- 引き続き、協定締結医療機関との連携を維持しながら、感染症発生時に医療措置協定の内容が円滑に機能するよう、平時から派遣調整の手順の確認や、従事者への研修・訓練について機会の提供や参加促進の取組を継続していきます。
- 新興感染症の発生時において、必要となる医療人材を円滑に確保できるよう、平時から医療機関の従事者を対象とした研修会・訓練を継続的に実施し、感染症対応力のさらなる向上を図ります。